

第8編 被害者救済

第1 救急業務

1 救急業務実施体制

平成21年4月1日現在、12消防本部が129台の救急車により、救命救急センター及び救急病院等との緊密な連携のもとに24時間体制を取り、県内全域において、救急業務を実施している。

○ 平成21年中の交通事故に関する救急業務実施状況

出動件数 7,121 件

(全出動件数の10.3%、前年比2.2%減)

搬送人員 7,619 人

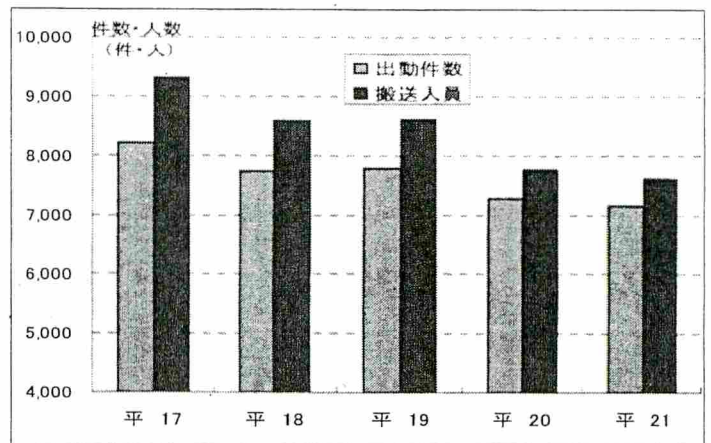
(全搬送人数の11.8%、前年比1.9%減)

(単位：件・人)

区分	年	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21
出動件数		8,219	7,753	7,784	7,282	7,121
搬送人員		9,318	8,603	8,624	7,767	7,619

*平成21年は速報値

(単位：件・人)



2 高速道路における救急業務実施体制

高速道路において、沿線の10消防本部が東日本高速道路株式会社(旧日本道路公団)と取り交わした覚書に基づき救急業務を実施している。また、消防本部間において消防相互応援協定を結び、管轄区域を越えた救急業務の実施及び大規模交通事故に対する応援体制をとっている。

○ 平成21年中の高速自動車道の交通事故に関する救急業務実施状況

出動件数 183 件

(高速自動車道全出動件数の65.1%

前年比6.4%増)

搬送人員 233 人

(高速自動車道全搬送人員の74.0%

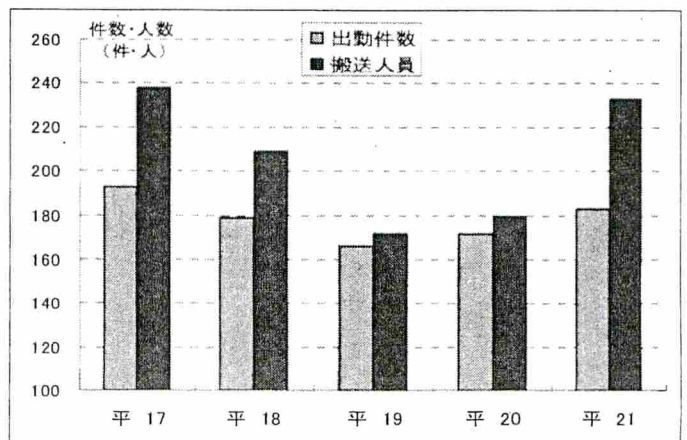
前年比29.4%増)

(単位：件・人)

区分	年	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21
出動件数		193	179	166	172	183
搬送人員		238	209	172	180	233

*平成21年は速報値

(単位：件・人)



第2 交通事故相談

交通事故被害者等にかかる損害賠償、更正問題等について、総合的な相談に応じ、交通事故被害者等の救済を図った。

1 交通事故相談の実施

県が実施した交通事故相談については、県民広聴室及び郡山、会津若松、いわきの合同庁舎の県政相談コーナーに専任の交通事故相談員を配置し、相談業務の運営を強化して関係機関との連携を密にしながら相談にあたった。

また、(財)日弁連交通事故相談センター及び(財)交通事故紛争処理センターの利用についても周知徹底を図った。

(1) 常設相談

交通事故相談員4人を次のとおり配置し、月曜日、水曜日及び金曜日(祝日を除く)の午前9時から午後4時まで相談に応じた。

- 県庁本庁舎 県民広聴室 交通事故相談員1名 電話 024(521)4281
- 郡山合同庁舎 県中県政相談コーナー 交通事故相談員1名 電話 024(935)1225
- 会津若松合同庁舎 会津県政相談コーナー 交通事故相談員1名 電話 0242(29)5225
- いわき合同庁舎 いわき県政相談コーナー 交通事故相談員1名 電話 0246(24)6008

(2) 巡回相談

遠隔地の交通事故被害者の便宜を図るため、4か所(白河市、南会津町、富岡町、浪江町)で巡回相談を行った。

(3) 弁護士による相談

複雑な事故相談を処理するため、福島県弁護士会と弁護士派遣に関する委託契約を結び、県民広聴室及び県政相談コーナーで年6回弁護士の派遣を依頼し、助言指導を受けた。

2 交通事故相談件数

交通事故相談件数は642件で、前年度564件より78件、12.1%増加した。

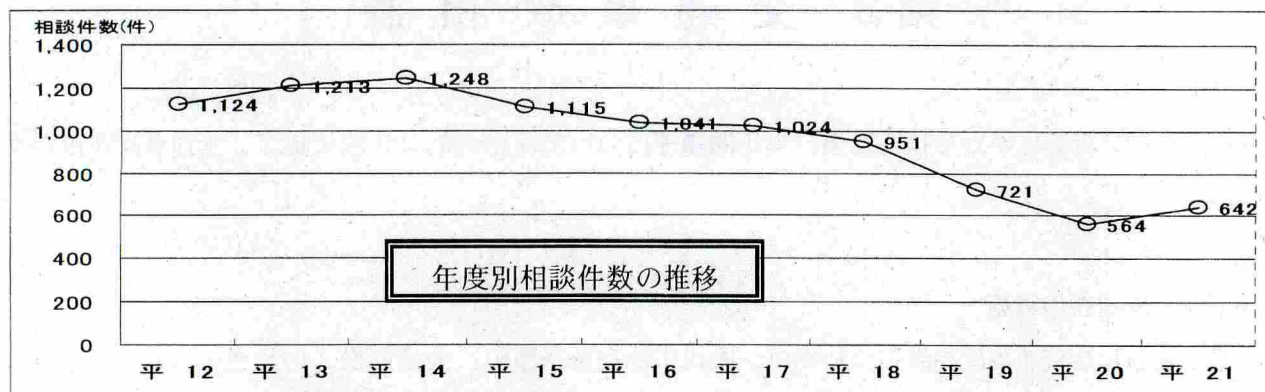
また、相談率は4.5%で、前年度3.8%より0.7ポイント上回った。

年度別相談件数

(単位:件・人・%)

事項 \ 年度	平 12	平 13	平 14	平 15	平 16	平 17	平 18	平 19	平 20	平 21
相談件数(A)件	1,124	1,213	1,248	1,115	1,041	1,024	951	721	564	642
交通事故死傷者数(B)人	19,045	20,277	20,105	19,448	19,247	18,307	17,489	16,366	14,772	14,343
相談率(A/B)%	5.9	6.0	6.2	5.7	5.4	5.6	5.4	4.4	3.8	4.5
全国相談率%	11.5	10.9	10.7	10.3	9.4	9.6	9.2	-	-	-

(単位：件)



(1) 相談コーナー受案件数

本庁は 277 件で、総相談件数の 43.1%を占めており、前年度より 13 件増加し、ポイントは 3.7 ポイント減少した。また、県政相談コーナーでは、県中が 103 件 (16.0%) で、前年度より 5 件増加し、ポイントは 1.4 減少した。会津は 100 件 (15.6%) で、前年度より 5 件、1.2 ポイント減少した。いわきは 162 件(25.2%)で、55 件増加し、ポイントは 6.2 減少した。

(単位：件・人・%)

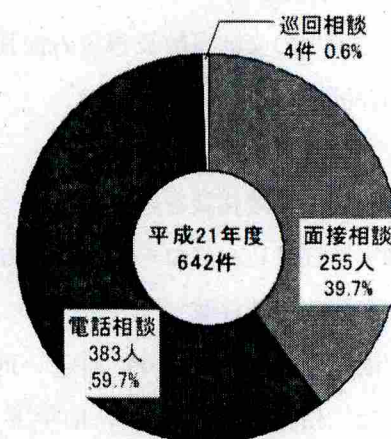
事項	区分	本 庁	県 中	会 津	いわき	計
相 談 件 数 (件)		277	103	100	162	642
件 数 構 成 比 (%)		43.1	16.0	15.6	25.2	100.0
交通事故死傷者数 (人)		3,428	4,813	1,686	4,416	14,343
相 談 率 (%)		8.1	2.1	5.9	3.7	4.5
月平均相談件数 (件)		23.1	8.6	8.3	13.5	53.5

(2) 相談方法別受案件数

電話相談は、383 件(59.7%)で、前年度 336 件(59.6%)より 47 件増加し、0.1 ポイント増加した。

面接相談は、255 件(39.7)と前年度 221 件 (39.2%)より 34 件増加し、0.5 ポイント増加した。

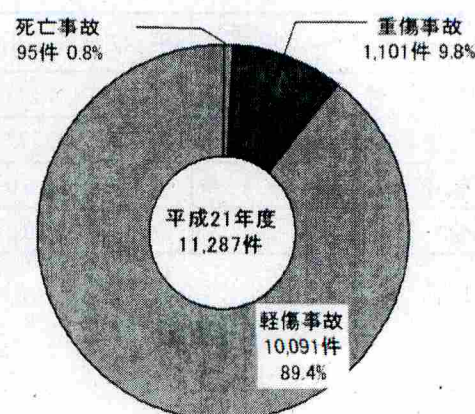
巡回相談は、4 件(0.6%)で、前年度 7 件 (1.2%)より 3 件減少した。



(3) 新規相談の交通事故被害程度別

相談者の被害程度を新規面接相談者 195 人を対象に調査した結果、人身事故相談が全体の 68.0%を占めた。

交通事故の発生件数と相談者数の関連では、「死亡事故」が 95 件で前年度より 17 件減少したが、相談は 14 件と前年度より

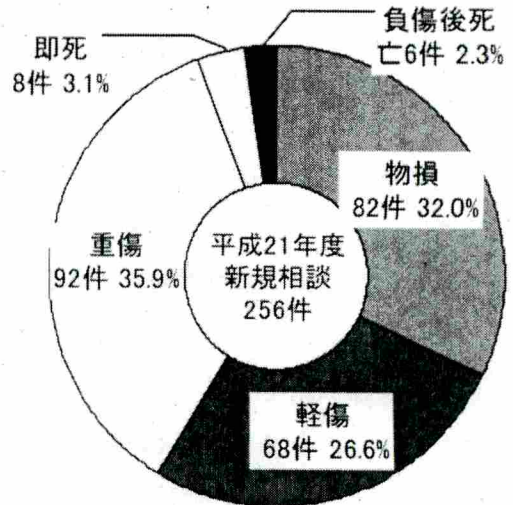


3件増加した。

「重傷事故」は1,101件で前年より118件減少したが、相談は92件で25件増加した。

「軽傷事故」については前年度より901件減少したが、相談は14件増加した。

また、物損事故相談は82件で、前年度より8件減少した。



(4) 新規相談者の要旨別状況

新規面接相談者の相談要旨は、新規相談者195人に対し、256件で、一人当たり平均1.3件相談していることになる。

最も多い相談は、「賠償額の算定」で、全体の31.5%を占め、次に「示談の仕方」が28.6%、「過失程度」が12.5%となった。

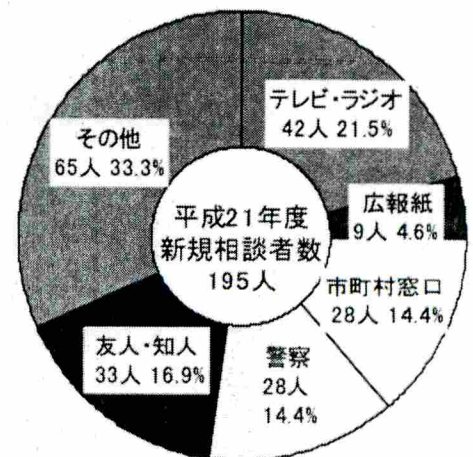
(単位：件・%)

相談要旨	区分	相談件数(A)	割合(A)/(B)%
① 賠償責任者		33	6.5
② 賠償額の算定		159	31.5
③ 過失程度		63	12.5
④ 示談の仕方		144	28.6
⑤ 示談解決後の変更取消		1	0.2
⑥ 債務不履行		15	3.0
⑦ 自賠責保険請求等		22	4.4
⑧ 労災社会保険の使用		5	1.0
⑨ 訴訟調停の利用		18	3.6
⑩ その他		44	8.7
計	(B)	504	100.0
新規相談件数		256	

(5) 新規相談者の交通事故相談所を知り得た広報媒体

広報媒体で最も多かったのは、「テレビ・ラジオ」で21.5%を占めている。

次に、「友人・知人」が16.9%、次いで「市町村窓口」14.4%、「警察」14.4%、「広報紙」4.6%となった。



3 市町村との連携

市町村相談窓口の充実強化のために連携を図った。

第3 被害者支援対策

福島県警察被害者支援室は、交通事故の被害者やその家族・遺族（以下「被害者等」という。）の交通事故による被害の回復・軽減を図るため、関係機関・団体と連携し、各種支援施策を積極的に推進するとともに、社会全体で被害者等を支える気運の醸成を図った。

1 被害者支援の気運醸成

社会全体で被害者等を支え、地域社会が一丸となって交通犯罪と対決する気運を醸成するため、

- ・ 小・中学校、高校、大学等、学校における被害者等による講演会の開催
- ・ 交通安全大会等における被害者等による講演の実施
- ・ 被害者等の人型パネルを展示するイベントや被害者等をモデルにした映画の上映会の開催
- ・ その他被害者支援のための広報・啓発活動の推進

を行った。

2 関係機関・団体との連携

被害者支援活動の中心的存在である「社会法人ふくしま被害者支援センター」、「福島県被害者等支援連絡協議会」と連携し、県民への広報・啓発活動、市町村等における被害者支援基本計画の策定への支援を推進した。

3 被害者等の視点に立った被害者支援

被害者等の視点に立ち、きめ細やかな支援を行うため、被害者支援要員等を運用し

- ・ 被害直後における付添い
- ・ 各種手続きにおける被害者等への付添い
- ・ 葬儀・入院先等への付添い

等、平成 21 年中 244 名の被害者への支援を行った。

また、交通事故に遭遇し、困惑している被害者等に対し、被害の回復・軽減を図ることを目的に、法的手続き、救済手続き等の情報を提供した。

平成 21 年中においては、被害者の手引「交通事故にあわれた方とその家族のために」を活用し、被害者等 241 名への情報提供を行った。

◎ 平成22年交通安全運動福島県年間スローガン
「思いやり 人も車も 自転車も」

◎ 平成22年交通安全運動福島県年間重点事項

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 子どもの交通事故防止
- 3 自転車の安全利用の推進
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転、速度超過などの悪質・危険な運転の追放
- 6 交差点・カーブにおける交通事故防止
- 7 暴走族等の根絶

平成22年版

交 通 白 書

編集・発行 福島県生活環境部
生活交通課
〒960-8670
福島市杉妻町2番16号
TEL 024 (521) 7158